

公共施設等にかかる屋外広告物掲出の規制緩和（経過）

《これまでの公共施設等における屋外広告物の取扱い》

道路上 ⇒ 広告物の掲出を認めていない。〔例外：突出看板、電柱広告 等〕

庁舎（市役所・区役所） ⇒ 広告物を掲出することはできない。〔例外：公共広告物〕
(大阪市屋外広告物条例 第4条1項8号の官公署に該当)

《屋外広告物行政を取り巻く近年の状況》

- 公共空間の活用に関する様々な規制緩和の要請
- 平成20年3月付の国土交通省からの規制緩和の通知
- 本市の厳しい財政状況のもと、多様な財源確保が求められていること

《大阪市屋外広告物審議会における審議経過》

- 平成21年3月30日 第32回大阪市屋外広告物審議会
- 6月2日 第1回部会
- 8月3日 第2回部会
- 9月8日 第3回部会
- 11月5日 第33回大阪市屋外広告物審議会

(審議結果)

- ・基本取り扱い方針の項目について、2年間程度、試行実施を行ったうえで、本格実施すること。
- ・試行実施にあたっては、関係行政機関で審査会を設置したうえで実施するとともに、その結果を審議会へ報告すること。

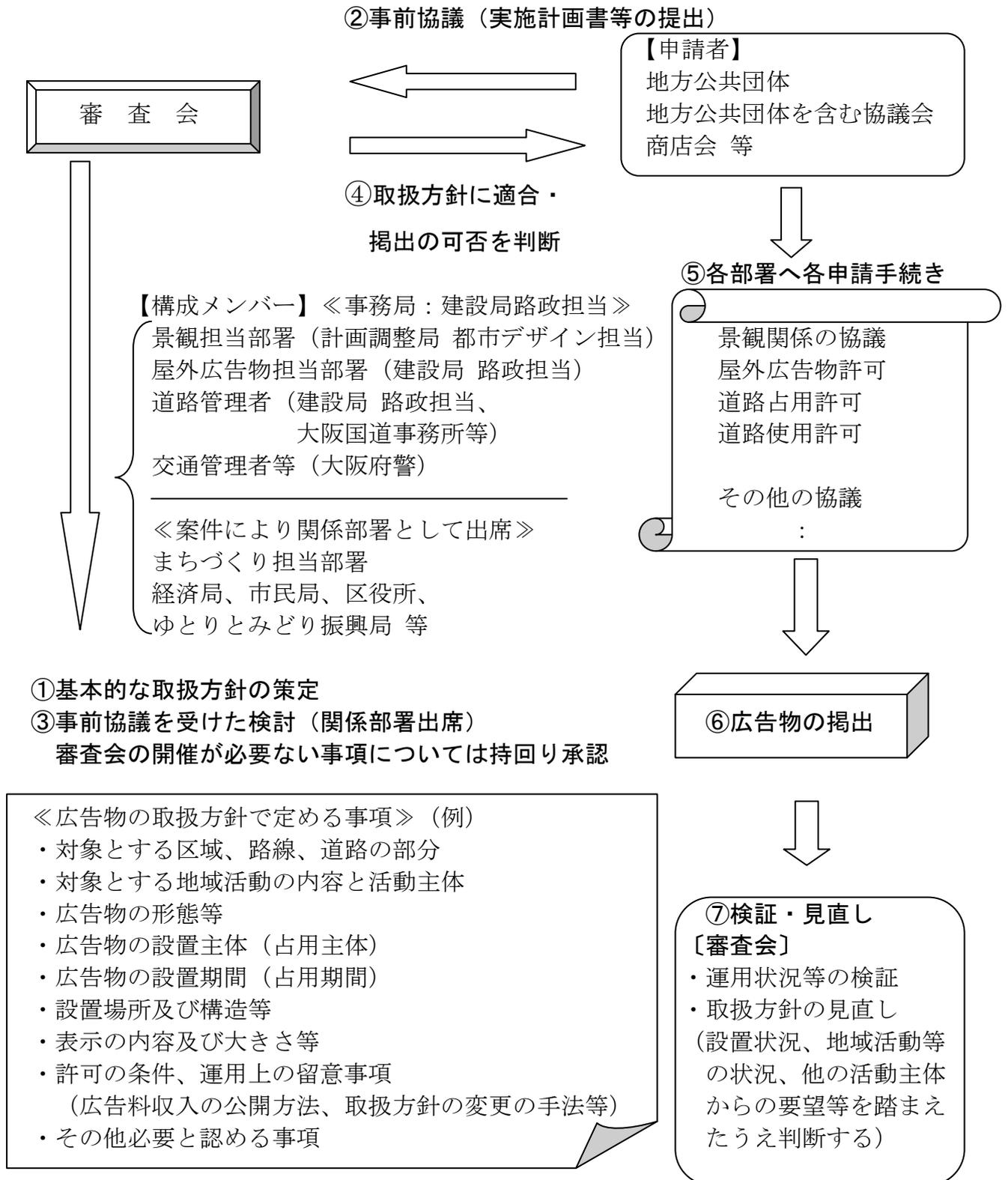
(大阪市府方針)

- ・平成22年4月1日から、2年間程度、社会実験として試行実施を行う。
- ・平成21年度中に関係行政機関による審査会を立ち上げ、試行実施に向けた議論を行う。

《「公共的な取組みとしての広告掲出審査会」の設置及び審査会における審査状況》

- 平成21年12月25日 準備会
 - 平成22年1月28日 第1回審査会（広告物の基本取り扱い方針及び広告掲出基準等を策定）
 - 2月25日 《プレス公表》**
 - 4月1日 《試行実施 開始》**
 - 4月28日 第2回審査会
 - 6月23日 第3回審査会
 - 10月12日 第4回審査会
 - 平成23年2月10日 第5回審査会
- ※随時、持ち回り審査も実施している。

「公共的な取組みとしての広告物掲出審査会」について



※ 案件数・内容等にもよるが、2年間を目途に試行実施を行い、事務局が適宜屋外広告物審議会に報告。

⑧試行実施期間終了後

審査会は試行実施の検証結果をまとめる。

事務局は、検証結果を屋外広告物審議会に報告し、本格実施に関して諮る。

(プレス発表資料 平成22年2月25日)

道路上における屋外広告物掲出の規制緩和の社会実験を行います

大阪市は、地域の活性化を図るためのイベント開催経費等といった、公共的な取組みに要する費用に充当することを目的とした広告物について、従来の規制を緩和し、一定の要件のもと道路上の施設への掲出を認める社会実験を、平成22年4月1日(木)から実施します。

これまで道路上の施設や官公署等への広告物の掲出については、原則禁止されていましたが、国の規制緩和の動きや、地域の活性化やまちづくり活動などの施策推進、また地方公共団体の財源確保の要請などから、一定の要件を満たす広告物については、その掲出を認めていきます。

なお、この社会実験を広く知っていただくため、現在、御堂筋(梅田新道から難波高島屋前まで)において、試験的にバナー広告を掲出しています。

1 対象広告物

対象となる広告物は、道路施設として設置されている道路照明灯への広告物及び、道路占用物件である街路灯、商店街アーケード等への広告物です。

ただし、地域の活性化を図るためのイベント等の費用及び当該施設の維持管理費用等に充てることを目的としたバナー広告等に限定します。

2 広告物の基準(申請者、設置期間・場所、広告物の内容等)

広告物の掲出にあたっては、別添「広告物の基本取扱い方針」及び「広告物掲出審査基準」を満たす必要があります。

3 申請

道路管理者や交通管理者をはじめとする関係行政機関による事前協議を経たうえで、申請等を行なっていただきます。

4 実施日

平成22年4月1日(木)から実施します。

5 その他

商店街やイベント主催者の方々も対象となる場合がありますので、ご関心をお持ちの方は、建設局管理部路政担当(電話:06-6615-6687)までお問合せください。

広告物の基本取扱い方針

(平成23年2月10日)

設置物件	ア. 道路照明灯	イ. 街路灯、アーケード等	ウ. 大阪市役所本庁舎や区役所等
設置物件の種別	道路施設	道路占用物件	建物及びその敷地
広告料の充当対象	①地域活性化を目的としたイベント等 ----- -----	①地域活性化を目的としたイベント等 ②当該施設の維持管理費用等	①地域活性化を目的としたイベント等 ----- ③その他公共的な取り組み(取扱いは今後検討)
設置対象	・道路照明灯に添加するもの	・現在占用許可を受けている物件へ添加するもの	・壁面広告、横断幕等
広告物の形態	・バナー広告	・街路灯 ⇒バナー広告等 ・アーケード⇒吊りバトン広告 横断幕等	・壁面広告、横断幕等
申請者(広告の設置主体)	・地方公共団体 ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・地方公共団体が支援するイベント等の実施主体 等	・街路灯、アーケード等の占用許可を受けている者(商店街等)	・地方公共団体 ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・地方公共団体が支援するイベント等の実施主体 等
①の場合で、地方公共団体以外の者が申請者の場合は、大阪市関係部局の副申書(イベントが地域活性化を目的としていること証明するもの)の提出を求める。			
設置期間	・イベント等の開催期間(設置及び撤去に要する期間を含む) ・開催の告知等を目的とするものは、概ね開催の2カ月前から設置可能	・①の場合は、同左 ・②の場合は、街路灯、アーケード等の占用許可期間の終期を限度とする期間	・イベント等の開催期間(設置及び撤去に要する期間を含む) ・開催の告知等を目的とするものは、概ね開催の2カ月前から設置可能
設置場所及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント費用に充当するものについては、開催場所と広告物の掲出場所に関連性が認められること。(国及び地方公共団体が主催する広域的なイベントや招致する大会等を除く) ・道路上に突出して設置する場合は、広告物の最下部と路面との距離は、4.5m以上とする。 ・ただし、歩道上は、2.5m以上とする。 		今後施設ごとに検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯、街路灯に添加する広告物は、一對までとし、道路上に0.8mを超えて突出さないこと。 		
広告物の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を損なうものでないこと。 ・美観を損ない、又は公衆に対して危害を与える恐れのない材質・形状とすること。 ・歩行者・運転者に対して、交通上支障を生じさせる恐れのない構造・機能とすること。 ・広告物は動画や音声を用いたものではないこと。 ・反射材式でないこと。等 		今後施設ごとに検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛企業名、企業ロゴ、商品そのもの、商品名を表示することができる。ただし、周囲の景観との調和を図ること。 ・複数の広告を掲出する場合には広告間のデザインの調和を図ること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・①の場合は、協賛するイベント名等を、イベント周知バナーという観点から、わかりやすく表示するとともに、広告物の大きさは原則として、表示面積全体の半分を超えないこと。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・②の場合は、維持管理費用等に充当される旨表示すること。 		今後施設ごとに検討する。
	<p>内容等は、広告物掲出審査基準(別添)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の設置者に広告物等の管理体制・連絡先の提出を求める。 ・広告料の収支状況及び、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されていることを確認できる事業報告書をイベント終了後又は、会計年度ごとに提出することを求める。 ・広告物の設置者は、自ら広告料の収支状況等を公開するなど、他の道路利用者・市民の理解が得られるよう配慮すること。 ・広告物の設置者は、道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、建築美観誘導の協議、その他必要な許可等を受けること。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯、アーケード等の占用許可が廃止された時は、広告物も占用を廃止する。 ・広告物の掲出を目的とする新たな占用は必要性等を勘案して判断する。 	

広告物掲出審査基準

1. 次のいずれかに該当する広告物については、掲出を認めないこととする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張（意見発表の場とする等）
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告物の内容について、審査会構成員の所属する組織が推奨しているかのような誤解を与えるもの（「大阪市公認」「大阪市推奨」等）
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
（不安や不快の念をもたらすものや、暴力・投機をあおる恐れのある表現、人の顔を実物より大きく表示するなど車両運転者への視線誘導の恐れのあるもの等）
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
（不祥事を起こした企業等の広告等）
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、ギャンブル等を肯定するもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等）
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に該当するもの
- (14) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現等）
- (15) その他、広告として不相当であると審査会が認めるもの

2. 上記のほか、広告物の設置物件・掲出形態・掲出目的等を勘案して、審査案件ごとに基準を設けることができる。